

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書

現在、公定歩合が年 0.10%、銀行の貸出平均金利が年 2%以下という超低金利時代の我が国において、消費者金融、信販会社、商工ローン等の貸金業者は、利息制限法が定める貸付上限利率(年 15~20%)でさえ高金利と言えるところ、貸金業規制法第 43 条の要件遵守を条件に、出資法の上限金利たる年 29.2% (日賦貸金業者及び電話担保金融は、年 54.75%) という超高金利での営業をしています。(所謂「みなし弁済」)

先般、最高裁判所は、貸金業者のほとんどが採用する「リボルビング式」の貸付けに「みなし弁済」の適用はないと判示し(最判平成 17 年 12 月 15 日)、強行にみなし弁済の成立を主張し続けてきた株式会社シティズに対してもその主張を退けたところ(最判平成 18 年 1 月 13 日) 両判決の意味するところは、あらゆる貸金業者の貸付けに「みなし弁済」が成立しないということであり、もはや、貸金業規制法第 43 条の存続意義は認められないと言えます。

「みなし弁済」が成立しない以上、利息制限法の上限金利を超えた部分は「払う必要のない利息」であるにもかかわらず、貸金業者は、両判決の後も利息制限法に定める所定金利に改めることなく、法を知らない債務者に何らの説明をすることもなく、本来無効の利息を違法に受け続けています。

一方、長引く経済不況を背景に、全国では債務整理を必要とする多重債務者が 200 万人にも及ぶと推測され、これだけの数の債務者が「払う必要のない利息」のために苦しめられ、自己破産・夜逃げ・一家離散・校内暴力・自殺・強盗や殺人等の犯罪といった社会問題を引き起こすに至っているのです。また、平成 17 年における金融広報中央委員会の調査では、「貯蓄を保有していない世帯」の比率が全体の 23.8%を占めています。余裕資金のない中で、突発的な出費に対応するために高金利の貸金業者を利用した世帯では、返済に窮するだけでなく、子供の学費や税金、社会保険料等の滞納が常態化しています。

このような状況のもとで、平成 19 年 1 月には出資法の上限金利を見直す時期を迎えます。国においては、貸金業規制法第 43 条の存続意義がなくなっただけで、同条を廃止することに加え、住民が安心して経済生活を送ることができる適正な金利規制がなされるよう、下記の法改正がなされることを強く要望するものです。

記

1. 下記のとおり、出資法及び貸金業規制法を改正すること。
 - (1) 出資法第 5 条の上限金利を、利息制限法第 1 条の制限金利まで引き下げること。
 - (2) 貸金業規制法第 43 条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること。
 - (3) 出資法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 18 年(2006) 6 月 28 日

出雲市議会